



令和 5 年度

公募要領

ロボット介護機器開発等推進事業  
(開発補助)

令和 5 年 2 月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

医療機器ヘルスケア事業部 ヘルスケア研究開発課

## 目次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第 1 章 はじめに.....</b>                      | <b>1</b>  |
| 1.1 事業の概要 .....                             | 1         |
| 1.1.1 事業の現状 .....                           | 1         |
| 1.1.2 事業の方向性 .....                          | 1         |
| 1.1.3 事業の目標と成果 .....                        | 1         |
| 1.2 事業の構成 .....                             | 2         |
| 1.2.1 事業実施体制 .....                          | 2         |
| 1.2.2 代表機関と分担機関の役割等 .....                   | 2         |
| <b>第 2 章 応募に関する諸条件等 .....</b>               | <b>3</b>  |
| 2.1 応募資格者 .....                             | 3         |
| 2.2 応募に当たっての留意事項 .....                      | 4         |
| 2.2.1 補助金交付決定について .....                     | 4         |
| 2.2.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....       | 4         |
| 2.2.3 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....      | 4         |
| 2.2.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について ..... | 6         |
| 2.2.5 若手研究者の積極的な参画・活躍について .....             | 6         |
| 2.2.6 安全基準等について .....                       | 7         |
| 2.2.7 倫理審査について .....                        | 7         |
| 2.2.8 その他 .....                             | 7         |
| <b>第 3 章 公募研究開発課題 .....</b>                 | <b>8</b>  |
| 3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について .....      | 8         |
| 3.2 公募研究開発課題の概要について .....                   | 10        |
| 3.2.1 背景と目的 .....                           | 10        |
| 3.2.2 求められる成果と目標 .....                      | 10        |
| 3.2.3 公募内容の詳細説明 .....                       | 11        |
| 3.2.4 応募要件 .....                            | 13        |
| <b>第 4 章 スケジュール・審査方法等.....</b>              | <b>15</b> |
| 4.1 公募期間・選考スケジュール .....                     | 15        |
| 4.2 提案書類の審査方法 .....                         | 16        |
| 4.2.1 審査方法 .....                            | 16        |
| 4.2.2 審査項目と観点 .....                         | 17        |
| 4.3 AMED における課題評価の充実 .....                  | 19        |
| <b>第 5 章 提案書等の作成・提出方法.....</b>              | <b>20</b> |
| 5.1 提案書類の作成 .....                           | 20        |
| 5.1.1 応募に必要な提案書類 .....                      | 20        |
| 5.1.2 提案書類様式の入手方法 .....                     | 20        |
| 5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意 .....                 | 20        |
| 5.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等について .....            | 21        |
| 5.3 提案書類の提出方法 .....                         | 22        |
| 5.3.1 e-Rad での提出状況の確認 .....                 | 22        |
| 5.3.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項 .....             | 23        |
| 5.3.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先 .....             | 23        |
| 5.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除 .....              | 24        |

|   |           |
|---|-----------|
| 5.4.1 不合理な重複に対する措置.....                           | 24        |
| 5.4.2 過度の集中に対する措置.....                            | 24        |
| 5.4.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法.....                    | 25        |
| 5.4.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有 .....      | 26        |
| 5.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..... | 26        |
| <b>第 6 章 情報の取扱い.....</b>                          | <b>27</b> |
| 6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い.....                         | 27        |
| 6.1.1 情報の利用目的 .....                               | 27        |
| 6.1.2 必要な情報公開・情報提供等 .....                         | 27        |
| <b>第 7 章 採択後交付決定までの留意点.....</b>                   | <b>29</b> |
| 7.1 採択の取消し等について .....                             | 29        |
| 7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について .....            | 29        |
| 7.3 交付申請の準備について .....                             | 30        |
| 7.4 研究開発タグ情報シートの提出 .....                          | 30        |
| <b>第 8 章 補助金交付決定の締結等 .....</b>                    | <b>31</b> |
| 8.1 補助金交付決定の締結 .....                              | 31        |
| 8.1.1 補助金交付条件等 .....                              | 31        |
| 8.1.2 交付手続きに関する事務処理.....                          | 31        |
| 8.1.3 年度末までの研究開発期間の確保について.....                    | 32        |
| 8.1.4 補助金の額の確定等について .....                         | 32        |
| 8.2 研究開発費の範囲及び支払等 .....                           | 32        |
| 8.2.1 研究開発費の範囲 .....                              | 32        |
| 8.2.2 研究開発費の計上 .....                              | 33        |
| 8.2.3 研究機器の共用促進に係る事項 .....                        | 34        |
| 8.2.4 研究開発費の支払 .....                              | 34        |
| 8.2.5 費目間の流用 .....                                | 34        |
| 8.2.6 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について .....               | 34        |
| 8.2.7 研究開発費の繰越 .....                              | 35        |
| 8.3 取得物品の取扱い.....                                 | 35        |
| 8.3.1 取得物品の帰属 .....                               | 35        |
| 8.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い .....                    | 35        |
| 8.3.3 放射性廃棄物等の処分 .....                            | 35        |
| <b>第 9 章 採択課題の進捗管理 .....</b>                      | <b>36</b> |
| 9.1 課題の進捗管理 .....                                 | 36        |
| 9.2 中間評価・事後評価等 .....                              | 36        |
| 9.3 成果報告会等での発表 .....                              | 36        |
| <b>第 10 章 研究開発成果の取扱い .....</b>                    | <b>37</b> |
| 10.1 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....                  | 37        |
| 10.2 研究開発成果報告書の提出と公表.....                         | 37        |
| 10.3 知的財産権について .....                              | 37        |
| 10.4 研究開発成果の実用化に向けた措置 .....                       | 37        |
| 10.5 医療研究者向け知的財産教材 .....                          | 38        |
| 10.6 研究開発成果のオープンアクセスの確保 .....                     | 38        |
| 10.7 データの取扱い.....                                 | 38        |
| <b>第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等.....</b>           | <b>39</b> |

|   |           |
|---|-----------|
| 11.1 法令の遵守 .....  | 39        |
| 11.2 研究開発費の執行についての管理責任 .....                              | 39        |
| 11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了 .....                              | 39        |
| 11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について .....                         | 40        |
| 11.3.2 履修時期について .....                                     | 40        |
| 11.3.3 研究機関等の役割・履修情報の報告について .....                         | 40        |
| 11.4 利益相反の管理について .....                                    | 41        |
| 11.4.1 AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に基づく利益相反管理 .....      | 41        |
| 11.4.2 臨床研究法施行規則第 21 条に基づく利益相反管理 .....                    | 41        |
| 11.4.3 利益相反管理状況報告書の提出について .....                           | 41        |
| 11.5 法令・倫理指針等の遵守について .....                                | 41        |
| 11.6 体制整備等に関する対応義務 .....                                  | 43        |
| 11.6.1 体制整備に関する対応義務 .....                                 | 43        |
| 11.6.2 調査への協力 .....                                       | 43        |
| <b>第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応 .....</b>                    | <b>44</b> |
| 12.1 不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等 .....                     | 44        |
| 12.2 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について .....                     | 44        |
| 12.2.1 契約の解除等 .....                                       | 45        |
| 12.2.2 申請及び参加資格の制限 .....                                  | 45        |
| 12.2.3 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限 .....        | 47        |
| 12.2.4 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について .....              | 47        |
| 12.2.5 不正事案の公表 .....                                      | 47        |
| 12.3 AMED RIO ネットワークへの登録について .....                        | 47        |
| <b>第 13 章 その他 .....</b>                                   | <b>49</b> |
| 13.1 社会との対話・協働の推進 .....                                   | 49        |
| 13.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）の推進 .....                   | 49        |
| 13.3 健康危険情報 .....   | 49        |
| 13.4 リサーチツール特許の使用の円滑化 .....                               | 50        |
| 13.5 知的財産推進計画に係る対応 .....                                  | 50        |
| 13.6 AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾンによる知財コンサルテーション支援 ..... | 51        |
| 13.7 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと <sup>®</sup> 」 .....   | 51        |
| 13.8 創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援 .....                         | 51        |
| 13.9 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援 .....                     | 52        |
| 13.10 研究者情報の researchmap への登録 .....                       | 52        |
| 13.11 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託について .....                     | 53        |
| 13.12 各種データベースへの協力 .....                                  | 53        |
| 13.13 博士課程学生の待遇の改善について .....                              | 54        |
| 13.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....                     | 55        |
| <b>第 14 章 お問合せ先 .....</b>                                 | <b>56</b> |

# 第 1 章 はじめに

本公募要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施するロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）の公募研究開発課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。

## 1.1 事業の概要

### 1.1.1 事業の現状

これまで AMED と経産省では、平成 25 年～29 年度のロボット介護機器開発・導入促進事業、平成 30 年度～令和 2 年度のロボット介護機器開発・標準化事業を通じて介護現場における生産性・介護の質の向上と共に、高齢者の自立した生活維持に資するロボット介護機器の開発等を実施し、ロボット介護機器の安全基準等の開発・標準化や、科学的なエビデンス創出等に取り組み、ガイドンスやマニュアル等を作成しました。

これらの流れを引き継ぎ、AMED では令和 3 年度からロボット介護機器開発等推進事業の中で、ロボット介護機器開発支援【開発補助】、ロボット介護機器開発支援【海外展開】、及び【環境整備】として安全基準ガイドライン策定、海外展開等に向けた臨床評価ガイダンス等の策定、開発成果普及支援を行っています。本公募は、その内、【開発補助】に対するものです。

### 1.1.2 事業の方向性

本事業では、介護現場における大きな課題解決につながる新しいロボット介護機器の開発を支援することで、介護現場の生産性向上や介護の質の向上、自立支援等による高齢者の生活の質の維持・向上を図ることを目指します。また、介護現場のニーズを踏まえたロボット介護機器について、使い勝手、安全性、コスト等の各種の観点から、より現場への導入に寄与するよう繰り返し改良開発を行うことを進めます。本事業による機器開発を通じて、国内における介護現場の課題解決を図りながら、当該開発を端緒とした海外展開や異業種分野への進出等、新たな市場開拓にもつながるような機器開発を通じて、産業競争力の強化を図ります。

### 1.1.3 事業の目標と成果

介護現場のニーズを踏まえた機器について、使い勝手、安全性、コスト等の各種の観点から、より現場への導入に寄与するよう繰り返し改良開発を行うことや、介護現場における大きな課題解決につながる新しい機器の開発を支援することで、介護現場の生産性向上や介護の質の向上を図り、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようになることを目標とします。

確実な成果の導出を図るため、本事業では、令和 7 年度においても研究開発を予定している課題は事業開始後 1 年半程度（令和 7 年 1 月頃）を目安に中間評価を行い、課題の継続可否を判断します（ステージゲート）。中間評価を実施した全課題から、上限として下位 1/3 程度、少なくとも 1 課題については令和 6 年度で補助を終了し、令和 7 年度は補助を行いません。ただし、評価対象が 1 課題の場合は継続を認める場合があります。詳細は第 3 章 3.2.2 求められる成果と目標、第 9 章 9.2 中間評価・事後評価を参照してください。

## 1.2 事業の構成

### 1.2.1 事業実施体制

AMEDは、国が定める「医療分野研究開発推進計画」<sup>※</sup>に基づき、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究及びシーズ開発・研究基盤の6つの統合プロジェクトを中心とする研究開発を推進しています。また、競争的研究費の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、各統合プロジェクトに、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を、各事業に、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置しています。さらに、各統合プロジェクトを横断する形で行われる「がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等」の疾患領域に関連した各事業については、その疾患領域ごとに、柔軟にそのマネジメントを行うため、疾患領域コーディネーター（以下「DC」という。）を配置しています。

なお、PS、PO等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS、PO等に協力する義務を負います。

PS、PO等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直しや中止（計画達成による早期終了を含む。）等を行うことがあります。

※ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/senryaku/index.html>

### 1.2.2 代表機関と分担機関の役割等

本事業において、研究開発課題は代表機関及び必要に応じて分担機関が実施します。

- (A) 「代表機関」とは、補助事業代表者が所属する機関をいいます。原則として補助事業代表者の主たる研究場所<sup>※1</sup>となるものであり、AMEDとは直接、補助金交付決定<sup>※2</sup>を締結します。  
第2章に示す国内の研究機関等であることが必要です。
- (B) 「分担機関」とは、代表機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。原則として研究開発分担者の主たる研究場所<sup>※1</sup>となるものです。AMEDと直接補助金交付決定を締結しない場合は、代表機関と再補助金交付決定を締結します。
- (C) 「補助事業代表者」とは、事業の実施期間中、応募に係る「研究開発課題」について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（1名）をいいます。所属先は「代表機関」です。
- (D) 「補助事業分担者」とは、「補助事業代表者」と研究開発項目を分担して研究開発を実施し、当該研究開発項目の実施等の責任を担う研究者をいいます。所属先は「代表機関」又は「分担機関」のいずれかです。
- (E) 「補助事業担当者」とは「補助事業代表者」と、「分担機関」に所属する「補助事業分担者」のうち当該分担機関を代表する研究者（1名）をいいます。（「補助事業代表者」は、「代表機関」を代表する「補助事業担当者」です。）

※1 所属機関と主たる研究場所が異なる場合は、別途御相談ください。

※2 本事業における各機関との補助金交付決定の詳細については第8章を参照してください。

## 第2章 応募に関する諸条件等

### 2.1 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（1）～（5）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所<sup>※1</sup>とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（補助事業代表者）とします。

なお、特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、補助事業代表者として採択された場合、交付決定日又はAMEDの指定する日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者も応募できます。ただし、交付決定日又はAMEDの指定する日までに、上記条件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。また、医療研究開発推進事業費補助金取扱要領の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

- (1) 以下の条件を満たす企業（中小企業、大企業及び技術研究組合法（昭和36年法律第81号）第2条第1項に規定する技術研究組合）
- ① 日本に開発拠点を有していること。
  - ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
  - ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
  - ④ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
  - ⑤ 府省共通研究開発管理システム（以下、e-Radという。）への登録を行っていること。
  - ⑥ 本公募要領に記載される、事業者が実施すべき事項に同意していること。
- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続等の事務を行うことができるここと。
- (4) 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対処を行うことができること。
- (5) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができること。

上記における「中小企業」とは、下表の基準に基づくものとします。また、「大企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であり、中小企業以外の者をいいます。

但し、以下の①②③のいずれか1つが該当する「中小企業」については、大企業（みなし大企業）として扱い、大企業と同率の補助率が適用されます。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人

- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとします。

#### 【参考】中小企業の基準

| 主たる事業として営んでいる業種  | [資本金基準]<br>資本の額または<br>出資の総額     | [従業員基準]<br>常時使用する<br>従業員の数 |
|--|---------------------------------|----------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）<br>・ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下<br>3億円以下                  | 300人以下<br>900人以下           |
| 小売業  | 5,000万円以下                       | 50人以下                      |
| サービス業（下記3業種を除く）<br>・ソフトウェア業及び情報処理サービス業<br>・旅館業                               | 5,000万円以下<br>3億円以下<br>5,000万円以下 | 100人以下<br>300人以下<br>200人以下 |
| 卸売業  | 1億円以下                           | 100人以下                     |

（注1）常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

（注2）中小企業は、「資本金基準」または「従業員基準」を満たすこと。

## 2.2 応募に当たっての留意事項

### 2.2.1 補助金交付決定について

採択された研究開発課題については、代表機関（補助事業者）の長から AMED 理事長に補助金交付申請書を提出し、その内容を審査した上で交付決定を行います。なお、詳細は第8章を参照してください。

### 2.2.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」※という。）は、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。応募に当たっては、事業や各公募研究開発課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する研究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、第5章を参照してください。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

### 2.2.3 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製

造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国が定める法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）とリスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制

貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、以下を参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### 2.2.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

#### 2.2.5 若手研究者の積極的な参画・活躍について

AMED では、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元することを推進しております。したがって、AMED の各事業においては、積極的に若手研究者を登用することが望まれます。

AMED における「若手研究者」とは、令和 4 年 4 月 1 日時点において、年齢が、男性の場合は満 40 歳未満の者（昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、女性の場合は満 43 歳未満の者（昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、又は博士号取得後 10 年未満の者を指します。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、男性の場合は満 40 歳未満、女性の場合は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができます。

## 2.2.6 安全基準等について

開発したロボット介護機器・システムを現場へ導入運用するためには、機器・システムが安全に使用できることが重要です。設計段階において、機械安全、電気安全、EMC 等の安全を確保するための基本的な設計内容について、専門的な知見を有する第三者の意見を聴取することを求めます。特に移動作業型、装着型身体アシストロボットにおいては、「生活支援ロボットおよびロボットシステムの安全確保に関するガイドライン」※に準拠することを求めます。また、課題終了までに、開発製品について遵守すべき安全基準や既存の ISO 規格・JIS 規格の認証等を明らかにし、「求められる成果」である「事業化・実用化までの道筋（ロードマップ）」の中で、CE マークや ISO 等の認証取得あるいは自己確認する等の安全に関する取り組みの道筋を明記した課題を評価します。

※ 生活支援ロボットおよびロボットシステムの安全確保に関するガイドライン

<https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2016/SWG2GL.pdf>

## 2.2.7 倫理審査について

本事業では、求められる成果として「事業の最終年度までに、開発したロボット介護機器・システムを、介護現場の想定される使用環境で、想定される使用者が使用する実証試験が完了していること。」を求めております。実証試験では、科学的な評価および参加者への倫理的配慮がなされる必要があり、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、令和 4 年 3 月 10 日一部改正）に基づき、効果検証実施前の倫理審査の承認を義務付けています。詳細は第 11 章を参照してください。効果検証前に倫理審査申請書面、承認書面等を提出いただく場合があります。

## 2.2.8 その他

ロボット介護機器開発等推進事業では、本公募要領で記載している【開発補助】事業とは別に、【環境整備】、および【海外展開】事業があります。補助事業者が行うロボット介護機器・システムの安全検証試験および実証試験等に関して、【環境整備】、および【海外展開】事業の事業者が専門的見地から情報収集を行いますので協力してください。

## 第3章 公募研究開発課題

公募の対象となる研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については第1章を、公募・選考の実施方法については第4章を、それぞれ参照してください。

### 3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について

| # | 分野等、公募研究開発課題   | 研究開発費の規模<br>(間接経費を含まず)  | 研究開発実施<br>予定期間               | 新規採択課題<br>予定数 |
|---|--|-------------------------|------------------------------|---------------|
| 1 | 分野1<br><br>重点分野のうち以下の3項目の<br>対象機器の開発<br><br>・移動支援（屋内移動）-在宅向け<br>・排泄支援（排泄動作支援）※1<br>・排泄支援（排泄物処理）※1  | 1課題当たり年間<br>上限 20,000千円 | 最長2年9ヶ月<br>令和5年6月～<br>令和7年度末 | 0～1課題程度<br>※2 |
| 2 | 分野2<br><br>重点分野のうち以下の3項目の<br>対象機器・システムの開発<br><br>・見守り・コミュニケーション<br>(在宅見守り)-在宅向け<br>・見守り・コミュニケーション<br>(コミュニケーション)-施設向け<br>・介護業務支援(業務支援)※1 | 1課題当たり年間<br>上限 40,000千円 | 最長2年9ヶ月<br>令和5年6月～<br>令和7年度末 | 0～2課題程度       |
| 3 | 分野3<br><br>介護現場等における感染症対策に資する<br>機器・システムの開発  | 1課題当たり年間<br>上限 20,000千円 | 最長2年9ヶ月<br>令和5年6月～<br>令和7年度末 | 0～1課題程度<br>※2 |

※1 在宅向け、または、在宅と施設の両方で使用可能なもの

※2 分野1～3は一つの評価委員会で評価し、採択に値すると評価された課題の中から、原則として分野1と分野3の全提案から1課題程度、分野2から2課題程度を採択します。

(注1) 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。

(注2) 複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、研究費の不合理な重複及び過度の集中（詳細は第5章を参照してください。）に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。また、応募中の研究開発課題が採択された場合は、速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。

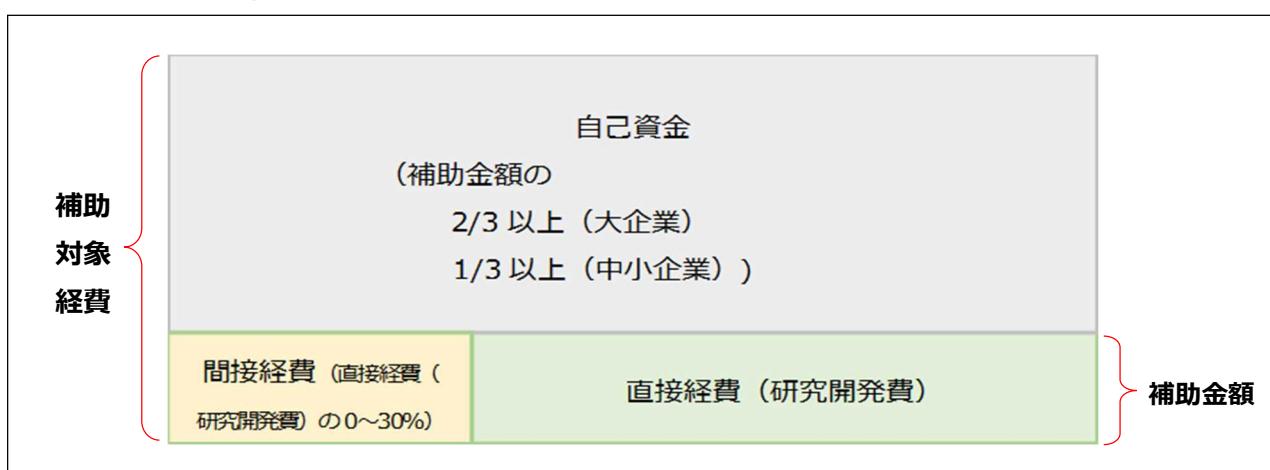
(注3) 分野3「介護現場等における感染症対策に資する機器・システムの開発」で開発した機器・システムについて、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援の対象にはなりません。

(注4) 令和7年度においても研究開発を予定している課題は事業開始後1年半程度（令和7年1月頃）を目安に実施する中間評価において、研究開発進捗状況を示していただき、事業開始時に設定した中間目標に対する達成度の評価を行います。中間評価対象課題で中間評価を実施した全課題の上限として下位1/3程度、少なくとも1課題については令和6年度で補助を終了し、令和7年度は補助を行いません。ただし、審査対象が1課題の場合は継続を認める場合があります。

(注5) 採択課題数は、それぞれの分野における応募の数、また内容に応じて、予定数から増減する場合があります。

### 補助金額の規模等

補助金額は補助対象経費に補助率（大企業1/3、中小企業2/3）を乗じた額で、ただし、分野1,3の上限は20,000千円、分野2の上限は40,000千円となります。また、補助金額は、研究開発費に間接費（研究開発費の0～30%）を加えた額です。



例：(上限40,000千円の場合)

研究開発費30,769千円、間接経費30%の場合、補助金額は40,000千円

研究開発費40,000千円、間接経費0%の場合、補助金額は40,000千円

(上限20,000千円の場合)

研究開発費15,385千円、間接経費30%の場合、補助金額は20,000千円

研究開発費20,000千円、間接経費0%の場合、補助金額は20,000千円

### 留意事項

- 1) 最終目標までのロードマップが明確な研究であることが求められます。
- 2) 目標を明確にするため、当該研究により期待される成果が介護分野にどのような学術的・社会的・経済的メリットをもたらすのか、研究開発提案書へ具体的に記載してください。
- 3) 研究開発提案書の作成にあたり、以下の点も留意してください。
  - ・事業趣旨及び公募課題の目的を理解し、研究の目的、特色・独創性、成果達成の可能性、期待される成果等を含む研究概要を具体的かつ簡潔に記載すること。
  - ・補助事業代表者が提案に至った開発および改良について、独自の着想や独創性等、従来の研究動向では解決し得なかった課題点と対比し、記載すること。
  - ・研究全体の目標を達成するためのロードマップを作成し、研究（開発）項目ごとの達成しようとする研究目標の節目となる到達点・達成事項及び研究（開発）項目間の関連性を簡潔に記載すること。

- ・研究終了後の上市や市場拡大等の将来構想について、想定する波及効果やインパクト等を記載すること。
- ・体制図として、補助事業代表者、研究開発分担者、協力企業、主な外部委託先等について、役割と相互連携関係を明示すること。

## 3.2 公募研究開発課題の概要について

### 3.2.1 背景と目的

介護の目指す姿として「そのひとが持っている能力に応じ、尊厳を保持し、そのひとの有する能力に応じ自立／自律した日常生活を営むことができるようになること」を目指します。そこで、高齢者の自立した生活支援、介護現場の生産性や介護の質の向上を機器・システム開発を通じて進めます。本公募では、ロボット技術やICT・IoT・AI技術を用いた情報プラットフォームを活用し、科学的エビデンスに基づいた、介護機器・システム開発・改良を進めます。但し本公募では、既に開発済みの機器・システムを用いた効果測定・評価の確認のみを行う提案は対象外です。提案では、従来の介護・支援方法や既存の機器・福祉用具を用いた場合の介護オペレーション等との比較優位性、また現場への導入促進を阻む要因を解析したうえで開発・改良を提案して下さい。

### 3.2.2 求められる成果と目標

- ・ 製品化に向けた試作機が完成して、開発したロボット介護機器・システムを、介護現場の想定される使用環境および使用者を対象とする実証試験が完了していること。
- ・ 実証試験においては、従来の介護・支援方法や、他種類の機器・福祉用具等を用いた介護オペレーションと比較して優位であり、かつイノベーションにより当該分野及び介護現場に新たな価値を提供することを、定性的・定量的に示すこと。また、現場への導入と定着を図るためのモデル（対象者のアセスメント方法やロボット介護機器の導入定着に伴う介護支援オペレーションの改善ポイント等）を見定めることを目指すこと。
- ・ 事業化・実用化までのロードマップ、上市後の年次別販売予定数、市場拡大までの具体的な計画を示すこと。

注) 令和7年度においても研究開発を予定している課題は事業開始後1年半程度（令和7年1月頃）を目安に中間評価を行い、課題の継続可否を判断します。この際、以下の中間目標に対する達成状況が定性的・定量的に評価されます。

なお、中間目標については本事業における課題の採択に当たって事前評価（審査）の評価の対象にもなります。

- ・ 最終目標を達成するための研究開始1年半後のマイルストーンが達成されていること。
- ・ 最終目標までのロードマップが具体化、明確化されていること。
- ・ 従来機器・システムと比較して優位であり、イノベーションにより当該分野及び介護現場に新たな価値をもたらすことが、定性的・定量的に示される見込みであること。

### 3.2.3 公募内容の詳細説明

#### 分野1. 重点分野のうち以下の3項目の対象機器の開発

移動支援（屋内移動）-在宅向け

排泄支援（排泄動作支援）-在宅向け、または在宅と施設の両方

排泄支援（排泄物処理）-在宅向け、または在宅と施設の両方

#### 分野2. 重点分野のうち以下の3項目の対象機器・システムの開発

見守り・コミュニケーション(在宅見守り)-在宅向け

見守り・コミュニケーション(コミュニケーション)-施設向け

介護業務支援(業務支援)-在宅向け、または在宅と施設の両方

#### 分野3. 介護現場等における感染症対策に資する機器・システムの開発-指定なし

重点分野の指定項目については、製品化が進んでいない、あるいは改善が必要な機器・システムに限定します。重点分野の定義は、AMED ウェブサイトの公募情報の添付の資料を参照してください ([https://wwwAMED.go.jp/koubo/koubo\\_index.html](https://wwwAMED.go.jp/koubo/koubo_index.html))。

開発対象となるロボット介護機器・システムとは、ロボット技術（検知技術、判断技術、駆動技術）を適用した介護機器・システムを指します。心身機能の治療やリハビリテーション（機能回復）を主目的とする機器で、国内の医療機器承認を目指す提案は対象外です。但し、海外展開を前提として将来的に海外での医療機器承認を目指す機器の提案は対象とします。

導入・適用となる介護現場とは、施設介護の現場、在宅介護の現場とします。施設介護として、老人福祉施設等を想定します。在宅介護として、訪問介護員もしくは家族介護者等による在宅、高齢者本人が自立て生活することを支援する現場、地域全体での高齢者支援の取り組みを行っている現場を想定します。

今回の公募で対象とする重点分野の機器・システムのねらいについて補足説明します。

#### 分野1

##### 【移動支援(屋内移動)】-在宅向け

重点分野の定義、「高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器」として、在宅での使用を想定した機器の提案を求めます。

##### 【排泄支援（排泄動作支援）】-在宅向け、または在宅と施設の両方

重点分野の定義、「ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器」に加え、一連の動作のうちの一部の動作を支援する機器を含みます。一部の動作を支援する機器は、排泄の一連の動作における意義と見込まれる効果を説明してください。一部の動作例は以下です。しかし下記の事例に限定されるものではありません。

- ・狭いトイレで体位方向回転や着座・立ち上がり動作の支援

- ・清拭の支援
  - ・介護者が排泄を見守る間の安全確保、介護者の生産性向上の支援
- 屋内でのトイレへの移動支援や歩行支援は前項に該当します。移動のための移乗介助は対象外です。

#### 【排泄支援（排泄物処理）】-在宅向け、または在宅と施設の両方

重点分野の定義は「排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ」ですが、昨今の開発状況から、ポータブルトイレのタイプの機器は対象外とし、着座での排泄が困難な場合の排尿・排便処理をサポートする機器の提案を求めます。例えば、ポータブルトイレへの移動時の転倒や骨折リスクを軽減するため、ベッド上で自立度に応じて適切な排泄物処理が可能な自動排泄処理装置等の機器の提案を求めます。使用者のQOLを高め、自立度に応じて適切な排泄物処理ができる求めます。使用者の自尊心に配慮しながら、使用者の自立支援もしくは介護者の負担軽減（あるいはその両方）を可能にする機器を求めるます。

## 分野2

#### 【見守り・コミュニケーション（見守り）】-在宅向け

重点分野の定義、「在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム」の開発を求めます。また、複数機器等と連携した各種身体・生活行動データ（バイタル、睡眠、外出状況等）の検知・把握や、センサーや家電等のデータを活用し、緊急対応の必要性や被介護者の経時的变化を捉え、情報の収集・解析や伝達をするテクノロジーとデータに基づく科学的な介入方法の提案も含めた開発を対象とします。特に、近年の在宅介護世帯の増加などから、在宅での状況の見える化（状態把握・モニタリング）ができるロボット介護機器の市場ニーズが拡大しており、家族等の介護者のみならず、訪問介護、ケアマネージャー、在宅医療、訪問看護、地域包括支援センター、福祉用具貸与事業所等を含む地域における介護者に適切かつ的確に情報を解析・伝達し、在宅介護に資する機器・システムを対象とします。

#### 【見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）】-施設向け

重点分野の定義は「高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器」です。施設で使用する機器を対象とし、AI や自動音声や会話作成などの技術の活用によりロボットと高齢者との双方向のコミュニケーションをとれる、または、高齢者と介護者間のコミュニケーションを助ける機器を求めるます。また、高齢者の対人交流や日常生活動作（ADL）を維持向上につながり、職員の役割を一部担うことにより、職員の負担軽減や介護現場の生産性向上につながる機器を求めるます。

#### 【介護業務支援（業務支援）】-在宅向け、または在宅と施設の両方

本重点分野の定義は、「ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器」です。

本公募では、ロボット介護機器や介護記録ソフト、インカム等のICT機器やセンサー等からの情報収集、これらのデータ解析、これらを活用した介護記録システムとの連携等といった情報プラットフォームシステムに関する提案、また、介護の介入のタイミングや介入する内容を提案するシステムの開発を求めます。データ収集機能部分や、データ解析のためのAI機能部分のみの提案は対象としません。在宅介護での業務支援、あるいは在宅介護と施設介護の両方で使用できる業務支援を求める。在宅介護の支援とは、家族等の介護者のみならず、訪問介護、ケアマネージャー、在宅医療、訪問看護、地域包括支援センター、福祉用具貸与事業所等の事業者間及び地域全体での地域包括ケアの業務支援システムを意味します。介護者の業務生産性向上および介護負担軽減の視点で導入の意義と効果見込みを説明してください。

### 分野3

#### 【介護現場等における感染症対策に資する機器・システムの開発】-指定なし

昨今の感染症の影響により変化している介護現場での新たなニーズを踏まえた感染症対策に資する、革新的なロボット技術を適用した機器・システムに関する提案を求める。例えば、感染症対策、感染症の社会的影響による対象者の孤立化や引きこもり状態を防止し、社会参加意欲や体力低下を抑止できる機器・システムを含みます。

<例>

- ・介護施設等での自動運転消毒装置や施設内の自動運搬装置
- ・感染対策に資するロボット技術を用いた換気システム
- ・外出自粛による在宅高齢者の閉じこもりや心身の能力低下を防ぐために、認知機能や運動機能を維持し自立促進に繋がるようなネットワーク化や遠隔プログラムを提供する機器・システム

※上記の例に限定されるものではありません。

### 3.2.4 応募要件

#### ■ 連携体制

企業などを代表機関とし、効果検証を行う介護サービス事業者、地域包括ケア事業者、高齢者支援事業者、プラットフォーム等の利用事業者等の連携体制（責任者所属・氏名）を明記することを応募要件とします。効果検証を行う機関は、補助事業分担者あるいは外注先、開発協力者としての連携体制とすることができます。必要に応じて機器・システム開発のための共同体を組んでください。この際、機器・システムの開発製造の中心となる1社を代表機関とし、残りの機関は分担機関として委託して研究開発を行ってください。

補助事業代表者の要件については、第2章を参照してください。補助事業代表者を変更する場合は、課題中止となる場合があります。「補助事業代表者」及び「補助事業分担者」は提案書にe-Rad研究者番号の記載が必須です。なお、研究要素を含まない開発を分担する場合は外注扱いとなります。

事業の成果の導入普及を促進するために、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00014.html))を始めとする厚生労働省のロボット介護機器関係事業との連携強化を進めます。開発では、当該

事業のリビングラボネットワークを活用した製品評価・効果検証や、介護施設等（実証フィールド）における実証を推奨します。また、開発期間中においても積極的な連携を視野に入れた提案を推奨します。

#### ■ データの利活用について

厚生労働省において、平成 28 年度より通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム (VISIT)、令和 2 年 5 月より高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム (CHASE) を運用しており、令和 3 年 4 月 1 日より、これら的一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)」を運用しています。

介護サービス事業所等の LIFE へのデータ入力に係る負担の軽減の観点及び LIFE に基づくデータの分析・活用によりエビデンスに基づく質の高い介護を実施する観点から、機器の開発の過程において、LIFE との連携や、データの分析により生産性の向上に資すると示すを見越した提案を推奨します。

## 第4章 スケジュール・審査方法等

### 4.1 公募期間・選考スケジュール

本事業における提案書類の受付期間・選考スケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。

| 提案書類の受付期間・選考スケジュール（なお、注1～注11に留意してください。） |  |
|---|--|
| <b>提案書類受付期間</b>                         | <b>令和5年2月24日（金）～令和5年4月14日（金）【正午】（厳守）</b> |
| 書面審査                                    | 令和5年4月下旬～令和5年5月上旬（予定）                    |
| ヒアリング審査                                 | 令和5年5月下旬（予定）                             |
| 採択可否の通知                                 | 令和5年6月上旬（予定）                             |
| 研究開発開始（交付決定）日                           | 令和5年6月中旬（交付決定次第順次）                       |

（注1）全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。

（注2）提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。

（注3）提案書類受付期間終了後、補助事業代表者に対して、AMEDが電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMEDが指定する方法で速やかに回答してください（回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります）。

（注4）ヒアリング審査はWeb等による実施の場合があります。

（注5）ヒアリング審査を実施する対象課題の補助事業代表者に対しては、原則としてヒアリング審査の1週間前までに電子メールにて御連絡します（ヒアリング審査の対象外の場合や、ヒアリング審査自体が実施されない場合には連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください）。ヒアリング審査の実施や日程に関する情報更新がある場合は、第5章に記載のAMEDウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリング審査の対象か否かに関する個別回答はしかねます。

（注6）補助事業代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、照会時にAMEDが指定する期日までにAMEDが指定する方法で速やかに回答してください。

（注7）ヒアリング審査の対象者は原則として補助事業代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。

（注8）ヒアリング審査終了後、必要に応じて、補助事業代表者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMEDが指定する方法で速やかに回答してください。

（注9）感染症の流行や災害等による社会的混乱等の不測の事態のため、ヒアリング審査の方法を変更したり、中止にする場合があります。また、ヒアリング審査が中止の場合は、書面審査期間を延長する場合があります。

（注10）採択候補となった課題の補助事業代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求ることや、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

（注11）「研究開発開始（交付決定）予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、交付決定までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただ

き、交付決定後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、公募要領の他の記載の取扱いと同じく、交付決定をお約束するものではありません。この「予定日」に交付決定するためには、研究開発計画（研究開発費や研究開発体制を含む。）の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMEDにおいても、PS、PO 等との調整等を速やかに実施し、早期の交付決定に努めます。

## 4.2 提案書類の審査方法

### 4.2.1 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMED の「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

- (A) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (B) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、審議により評価を行います。なお、審査の過程で補助事業代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (C) 採択に当たっては、審査結果等を踏まえ、補助事業代表者に対して、目標や実施計画、実施体制等の修正を求ることや、経費の額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価については第9章を参照してください。
- (D) 審査終了後、AMED は補助事業代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問合せには一切応じられません。
- (E) 課題評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。
- (F) 採択課題の研究開発課題名や補助事業代表者氏名等は、後日、AMED ウェブサイトへの掲載等により公開します。また、課題評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED 全体を一括して公表します。（ウェブサイトへの掲載等の詳細は、第6章も参照してください。）
- (G) 公正で透明な評価を行う観点から、AMED の「課題評価委員会の委員の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」に基づき、課題評価委員の利益相反マネジメントを行います。課題評価委員が以下に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象として AMED に対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することができます。
  - ① 被評価者が家族であるとき

- ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
  - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
  - ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
  - ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
  - ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
  - ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- (H) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PD、PS、PO、課題評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。
- (I) 本事業においては、応募した者が過去に AMED から受けた研究費のうち、今回の提案課題の立案に活用した研究開発課題の中間評価結果や事後評価結果を踏まえて、提出された提案書類の審査を行う場合があります。

#### 4.2.2 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

##### (A) 事業趣旨等との整合性

- ・本事業の趣旨に合致し、当該分野の進展に資するものであるか
- ・介護ソリューション視点で検討した介護現場のニーズを踏まえ介護者の負担軽減や生産性向上、自立支援等による高齢者の生活の質の維持・向上に資するか
- ・在宅向けの場合、在宅介護の市場性を鑑みニーズを的確に捉え、在宅介護での活用を念頭に置いた研究開発であるか
- ・在宅向けの場合、地域包括ケアの観点から、地域に点在する多種多様な介護サービス事業者（訪問介護、居宅介護支援事業所、在宅医療、訪問看護、地域包括支援センター、福祉用具貸与事業所等）が連携して効率的な介護サービスを提供できる仕組みの構築を念頭に置いた研究開発であるか
- ・科学的・技術的な意義及び優位性のほか、海外展開や他分野への展開の可能性等の観点から、国の産業強化に向けた開発支援に値するものであるか※

※ 本事業は、国が定める「医療分野研究開発推進計画」に基づき AMED が実施するものであり、科学的・技術的意義及び優位性のほか、海外展開や異業種分野への進出の見込み等、国の産業強化という事業目的に資する研究開発であるかを総合的に判断し審査いたします。

##### (B) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・十分な技術レベル・実績を有するのみならず、独創性・新規性・革新性を有しているか
- ・従来の介護・支援方法や、既存の機器・福祉用具等を用いた介護オペレーションと比較し

- た場合の相当程度の定性的・定量的比較優位性を示すことができるか
- ・イノベーションを起こし、当該分野及び介護現場に新たな価値の創造に貢献できるか<sup>※</sup>
- ※ 機器の改良に関する提案においては、今回の改良がいかにイノベーションに資するかを審査します。

(C) 実用化に必要な項目

- ・介護現場のニーズ、市場性を的確に捉えているか
- ・開発機器のコンセプトが明確であるとともに、競争優位性を有しているか
- ・実用化に向けた出口戦略、販売戦略、投資回収計画が適切か

(D) 計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか<sup>※1</sup>
- ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・最終目標を見据えた適切な中間目標となっているか
- ・生命倫理、安全対策<sup>※2</sup>に対する法令等<sup>※3</sup>を遵守した計画となっているか

※1 本事業では、提案課題の目指す姿に対し、開発計画（開発項目と開発ステップ）および、年度毎の目標や最終目標の設定が具体的かつ実現可能であるかを審査します。また従来の介護・支援方法や他種類の機器、福祉用具を用いた場合の介護オペレーション等との比較優位性を検討した結果に基づき、介護ソリューションとしての構想を含む内容および目的となっているかを審査します。

※2 本事業では、開発機器の安全性を担保するための取り組み計画が盛り込まれているか審査します

※3 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は令和4年3月10日に一部改正されていますので、特に御留意ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/mext\\_00950.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00950.html)

(E) 実施体制

- ・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・十分な連携体制が構築されているか<sup>※1、2</sup>
- ・申請者等のエフォートは適切であるか
- ・不合理な重複／過度の集中はないか

※1 本事業では、求められる成果として「有用性を示す客観的な指標については、従来の介護・支援方法や、他種類の機器・福祉用具等を用いた介護オペレーションと比較した場合の指標で比較優位性を示すこと」としていることを鑑み、ロボット介護機器の導入に伴う介護オペレーション等の変更検討を実施できる体制を重要視して審査いたします。

※2 特に分野3「介護現場等における感染症対策に資する機器・システムの開発」においては、介護現場での運用定着を前提とした効果検証ができる体制を重要視して審査いたします。

(F) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

(G) 事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目

- ・本事業の関連分野に関する知見を有しているか

本事業では、給与等受給者（給与等受給者の範囲は、代表機関の全社員とします。）一人当たりの平均受給額を、令和5年4月以降に開始する代表機関の事業年度において、対前年度比で、又は令和5年以降の暦年において、対前年比で一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上とする旨を表明した場合、事前評価（審査）の評点を加点します。加点を希望する場合、応募時にAMEDが定める様式に基づく従業員への賃金引上げ計画の表明書を代表機関が提出して下さい。また、所定の様式に基づく従業員への賃金引上げ計画の表明書をAMEDに提出し、課題が採択された代表機関は、当該代表機関の事業年度等（事業年度又は暦年）が終了した後、AMEDが定める様式に基づく従業員への賃金引上げ実施の表明書を提出することとなります。

AMEDが定める様式に基づく従業員への賃金引上げ計画の表明書をAMEDに提出し課題が採択された代表機関には、表明した賃上げを実施しなかった場合は、速やかに賃上げを予定通り行なわれなかつた旨を公表（HP等）していただきます。

分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合、代表機関が応募時に賃金引上げ計画の表明書の提出を行う場合を加点対象とします。

なお、上記における「大企業」、「中小企業」とは、第2章2.1をご参照下さい。

### 4.3 AMEDにおける課題評価の充実

AMEDにおいては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施を目指して、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮を取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMEDの他事業の課題評価委員等としての御協力をお願いすることがあります。

# 第 5 章 提案書等の作成・提出方法

## 5.1 提案書類の作成

### 5.1.1 応募に必要な提案書類

| No. | 必須/任意 | 必要な提案書類            | 備考   |
|-----|-------|--------------------|--|
| 1   | 必須    | 研究開発提案書（様式 1、別紙 1） | PDF ファイル（1 つに結合したもの）                                 |
| 2   | 任意    | リスクアセスメントシート       | 提出する場合は、上記提案書と一緒に PDF とする                            |
| 3   | 必須    | ニーズ調査報告書           | 様式は任意  |
| 4   | 必須    | 承諾書（様式 2）          | 分担機関が複数ある場合は一緒に PDF とすること<br>分担機関がない場合は提出不要          |
| 5   | 任意    | 賃上げ計画表明書（様式 3）     | 提出する場合は、上記提案書と一緒に PDF とする                            |
| 6   | 任意    | 賃上げ実施表明書（様式 4）     | 提出する場合は、上記提案書と一緒に PDF とする                            |
| 7   | 必須    | 財務諸表               | 代表機関の直近 3 力年分の賃貸対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等と一緒に PDF とすること |

### 5.1.2 提案書類様式の入手方法

AMED にて用意している提案書類の様式については AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<https://wwwAMED.go.jp/koubo/>

### 5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意

#### (1) 提案書類の作成

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

研究開発提案書は、原則として日本語での作成ですが、要約については、日本語と英語の両方の記載が必須となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となることがあります。

(A) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(B) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。

(C) 英数字は、原則として半角で入力してください。（例）郵便番号、電話番号、人数等）

(D) 提案書類は、下中央にページ番号を付与してください。

(E) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるよう作成してください。

(2) 法令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は第11章を参照してください。

(3) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

補助事業代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関（補助事業代表者が所属し、AMEDが交付決定を行う研究機関）の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の了承を得てください。

(4) 提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 対象外となる提案について

以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。

(A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案

(B) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

## 5.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等について

(1) ニーズ調査報告書

介護施設等を含めた協議会等でのニーズ検討報告書、または介護現場へのヒアリング・アンケート等による調査報告書を提出してください。様式は任意ですが、報告書表紙に課題名と代表機関名、補助事業代表者氏名を明記してください。

提案する開発期間中に効果検証する、最も効果が出ると想定される介護・支援の適用シーンを見定められるまとめを付けてください。

(2) 承諾書

分担機関が複数ある場合は、一続きのPDFとしてください。効果検証等で連携する機関であるが、分担機関としない場合は、承諾確認を行い、提案書に確認印を記入してください。

(3) 貸上げ計画/実施表明書

給与等受給者一人当たりの平均受給額を、令和5年4月以降に開始する代表機関の事業年度において、対前年度比で、又は令和5年以降の暦年において、対前年比で一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上とする旨を表明した場合、事前評価（審査）の評点を

加点することとしています。加点を希望する場合には、応募時に AMED が定める様式に基づく従業員への賃金引上げ計画の表明書を代表機関が提出してください。

また、課題が採択された代表機関は、当該代表機関の事業年度等（事業年度又は暦年）が終了した後、AMED が定める様式に基づく従業員への賃金引上げ実施の表明書を提出してください。  
詳細は 4.2.2 「審査項目と観点」をご確認ください。

#### (4) 財務諸表

代表機関の直近 3 力年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を一続きの PDF としてください。

### 5.3 提案書類の提出方法

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いします。なお、応募期間締め切り直前はアクセス集中のため不具合が発生する場合もあるため、期限に余裕を持って提出してください。期間内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。また、提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。（具体的な操作については e-Rad の研究者向け操作マニュアルを参照してください。）なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

(注1) e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに 00:00～24:00 となります。利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがありますので、注意してください。なお、e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて事前にお知らせがあります。

(注2) 提案書類のファイルは、PDF 形式でのアップロードをお願いいたします。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能の使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者向け操作マニュアルを参照してください。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があるので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。

(注3) アップロードできる 1 ファイル当たりの最大容量は 15 MB となります。

#### 5.3.1 e-Rad での提出状況の確認

提案書類の受理確認は、e-Rad の「提出済の研究課題の管理」画面から行うことができます。なお、受付期間終了時点で、「配分機関処理中申請中」又は「受理済」となっていない提案書類は無効となります。また、受付期間終了時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかつた場合は、本事業担当課まで連絡してください。なお、応募期間中に、e-Rad のシステムに不具合があった場合には、e-Rad のログイン後の画面「配分機関・システム管理者からのお知らせ」や、AMED ウェブサイトのトップページに、関係情報が掲載される場合がありますので、その内容を確認してください。

| 申請状況             | 申請の種類〔ステータス〕の表示   |
|------------------|---|
| ① 応募申請後          | 申請の種類〔ステータス〕が「 <b>研究機関処理中申請中</b> 」となります。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。(補助事業代表者から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続を必ず行ってください。) なお、機関承認の手續が難しい状況が生じた場合は本事業担当課に御相談ください。 |
| ② 研究機関の承認の手續が完了後 | 申請の種類〔ステータス〕が「 <b>配分機関処理中申請中</b> 」となります。  |
| ③ 配分機関「AMED」が受理  | 申請の種類〔ステータス〕が「 <b>受理済</b> 」となります。   |

### 5.3.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項

#### (1) 研究機関の事前登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「代表機関」、「分担機関」は、原則として応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。

なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。(既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。) 応募時点で、特定の研究機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に本事業担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

#### (2) 研究者情報の事前登録

応募する「補助事業代表者」及び研究に参画する「補助事業分担者」は研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。

なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既に e-Rad に登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、文部科学省の e-Rad システム運用担当で登録します。必要な手続は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

### 5.3.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます。(第 14 章を参照してください。) ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え (FAQ) ページ」

もよく確認の上、お問い合わせください。なお、ヘルプデスクでは公募要領の内容、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

## 5.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除

### 5.4.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究開発課題の不採択等」という。）を行います。なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  - (B) 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
  - (C) 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  - (D) その他これに準ずる場合
- （※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

### 5.4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほど状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行います。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。

この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- (B) 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>※</sup>に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- (C) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- (D) その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### 5.4.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

##### （1）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、補助事業代表者・補助事業分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や e-Rad に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに御留意ください。

##### （2）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(※) 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

#### 5.4.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

### 5.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 総合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

# 第6章 情報の取扱い

## 6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い

### 6.1.1 情報の利用目的

不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、新規事業創出等の AMED 事業運営に資する研究動向やマクロ分析、研究開発費の委託業務、第13章に記載されている研究支援のために利用されます。

なお、研究提案した研究者及び当該研究者の所属機関の権利利益を不当に侵害することがないよう、当該情報の利用目的は上記業務に限定します。

また、不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報については、法人文書管理、個人情報保護及び情報公開に関する法令並びに AMED 例規等の定めに則り適切に管理し、研究提案した研究者及び当該研究者の所属研究機関の権利利益を不当に侵害する様ないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密を厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト<sup>\*</sup>を参照してください。

※「公文書管理制度」(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html>

「個人情報保護法等」(個人情報保護委員会)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>

「情報公開制度」(総務省)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html)

### 6.1.2 必要な情報公開・情報提供等

- (A) 採択された個々の課題に関する情報（事業名、研究開発課題名、参加者リストに記載される研究に関わる者の所属研究機関・役職・氏名、e-Rad 課題/研究者/研究機関番号、予算額、実施期間、研究概要もしくは要約及び研究開発成果報告書（公開情報））<sup>\*1</sup>は、整理・分類し AMED ウェブサイト、AMED 研究開発課題データベース（AMEDfind）及び AMED が協定等に基づく協力関係を有する研究資金配分機関等が運営する公的データベース等（World RePORT<sup>\*2</sup>等）から公開する場合があります。
- (B) 申請された課題全てについて、マクロ分析に必要な情報は AMED において分析し、その分析結果については、関係府省や研究資金配分機関等に提供されて公表される他、ファンディング情報のデータベース等<sup>\*3</sup>に掲載される場合があります。
- (C) 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、課題採択後においても、各年度の研究成果情報（論文・特許等）、会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報等の e-Rad への入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(D) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Radなどを通じて、他府省等を含む他の競争的研究費制度の担当部門に情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

※ 1 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱います。また、研究開発課題の採択後に作成する研究開発計画書の公開指定部分、契約項目シートに記載される上記の項目についても同様の扱いになります。

※ 2 World RePORT とは

主要国の研究資金支援機関が支援している国際連携研究を対象としたデータベースです。従来確認が困難であった各国が行っている国際的な研究連携を可視化する事を目的としています。管理・運営は米国国立衛生研究所（NIH）が行っており、NIH、英国医療研究評議会（MRC）、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団（BMGF）、欧州委員会（EC）、カナダ健康研究機関（CIHR）、ウェルカム・トラストなど、世界中の 12 の研究資金提供機関の情報が現在登録されています。

<https://worldreport.nih.gov/app/#!/about>

※ 3 データベース等には、World RePORT 等が含まれます。

## 第7章 採択後交付決定までの留意点

### 7.1 採択の取消し等について

採択後であっても、次に掲げる採択取消事由のいずれかに該当する場合には、採択を取り消すことがあります。また、採択取消事由のいずれかに該当するにもかかわらず、それが事前に判明せず、交付決定に至った場合には、事後に交付の解除事由になります。

- (A) 期限までに AMED が求める必要な書類が提出されない場合
- (B) 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
- (C) 公募の要件の不充足があった場合
- (D) 当該研究開発課題に参加予定の研究者について、研究開発期間中に申請・参加資格が制限されることが明らかである場合
- (E) 当該研究開発課題の補助事業代表者又は補助事業分担者として予定されている者の中に、不正行為等に関する本調査の対象となっている者が含まれており、その者の参加について AMED の了解を得ていない場合
- (F) 上記のほか、研究開発課題を実施する研究機関側の原因により、期限までに交付決定できない場合

### 7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について

代表機関は、補助金交付申請を行うに当たって、以下の (A) から (C) について表明保証する必要がありますので、留意してください。

- (A) 研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「補助事業代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び補助事業代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン<sup>※1</sup>又はAMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等の申請・参加資格を制限しないものとされた者及び国又は独立行政法人等により措置された競争的研究費等への申請・参加資格の制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと<sup>※2</sup>
- (B) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン又はAMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発計画書上、当該研究機関に所属する補助事業代表者及び補助事業分担者（再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。）に含まれる場合には、当該対象者について、補助金交付申請日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること
- (C) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※1 この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していいます。

※ 2 AMED から補助金交付決定を受けている研究機関が第三者と委託契約を締結（AMED からみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。）している場合には、  
(A) については、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

### 7.3 交付申請の準備について

研究開発課題を実施する研究機関は、研究開発課題の採択後、AMED と補助金交付申請を速やかに行えるよう、以下の (A) ~ (C) を準備しておく必要があります。なお、交付申請に必要な書類（計画書様式等）については、採択後に別途御連絡します。

全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を基に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。（同計画書は、各年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。）また、研究開発計画書は、各年度の補助金交付決定の際に、交付決定課題ごとに各一通作成いただきます。（研究開発計画書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。）

- (A) 全体研究開発計画書、研究開発計画書及びその他交付手続きに必要な書類の作成
- (B) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (C) 会計規程、受託研究規程及び職務発明規程等の整備

### 7.4 研究開発タグ情報シートの提出

AMED では、研究開発タグを用いて各統合プロジェクトや疾患領域等における研究開発課題の研究目的、研究の性格、研究モダリティ、開発フェーズ、対象疾患（ICD10）、疾患領域（7 分野）、特記事項等を俯瞰的、経時に把握することにより、事業の全体像を可視化するとともに、マネジメント機能又は触媒機能を強化し、異なる研究開発課題間での連携促進や今後の公募案の策定等のために役立てることとしています。このため採択課題については、研究開発代表者から、採択後の委託研究開発契約締結時及び補助事業の交付申請時に研究開発タグを AMED に提出※していただきます。必要な書類（様式）については、採択後に別途御連絡します。

- ※ 研究開発タグは、どの研究開発課題で、どのような目的の、どのような性格を持った研究開発が、どのような開発フェーズにあるかを、対象疾患や疾患領域ごとに整理し、AMED の事業を統合プロジェクト（横軸）と疾患領域（縦軸）の観点から縦横に把握しようとするためのものです。
- ※ 研究開発タグは、エクセル表を使って、研究目的、研究の性格、研究モダリティ、開発フェーズ、対象疾患（ICD10）、疾患領域（7 分野）、特記事項、その他必要事項等を選択していただきます。
- ※ 研究開発タグの記載要領を遵守して記載してください。
- ※ 研究開発タグ項目の一部項目と記載情報を統計的に処理した公開可能な内容の情報については、他の課題情報とともに公開する場合があります。

## 第8章 補助金交付決定の締結等

### 8.1 補助金交付決定の締結

#### 8.1.1 補助金交付条件等

採択された研究開発課題について、研究開発課題を実施する研究機関は、AMED の指示する期限までに補助金交付申請書を提出していただく必要があります。AMED は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を事業者に送付します。交付決定日（交付決定通知書の日付）をもって事業開始となります。

補助金の交付を決定するに当たっては、課題評価委員会、PS、PO 等の意見を踏まえ、採択時に付された条件に従って、研究開発提案書に基づいて修正を加えた全体計画書を作成します。採択条件が満たされていない場合、事業計画の内容（経費の積算を含む）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された研究開発課題であっても補助金交付決定しないことがあります。また全体計画書が採択通知後4週間を超えて提出されない場合には、補助金交付決定しないことがあります。

交付決定後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止（計画達成による早期終了を含む）等を行うことがあります。

PS、PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による変更や課題の中止を行うことがあります。

採択通知後、補助事業代表者（研究開発代表者）の変更については、課題の中止となる場合があります。

※ 国の施設等機関等（国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したもの）である分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する補助事業分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する補助事業分担者へ間接補助金を交付する方式をとることができます（その場合、AMED が定める補助金取扱要領※に従うこととします）。このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、委託として取り扱うことを認めることができます。ただし、委託の場合であっても、委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて国による検査や AMED による監査等に応じることを条件とします。

※ <https://wwwAMED.go.jp/content/000030481.pdf>

#### 8.1.2 交付手続きに関する事務処理

AMED 「補助事業事務処理説明書」※に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※<https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

### 8.1.3 年度末までの研究開発期間の確保について

年度末まで研究開発を実施することができるよう、研究開発実績報告書の AMED への提出は、研究開発期間の終了日から起算して 61 日以内に行っていただくこととしています。各研究機関は、この対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 8.1.4 補助金の額の確定等について

当該年度の研究開発期間終了後、医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に基づいて提出していくとおり補助事業実績報告書を受けて行う確定検査により、補助金の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間補助金交付をしないこととなります。詳細は第 12 章を参照してください。

## 8.2 研究開発費の範囲及び支払等

### 8.2.1 研究開発費の範囲

本事業では競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED の「補助事業事務処理説明書」<sup>※1</sup> を参照してください。

| 大項目  | 定義   |
|------|--|
| 直接経費 | 物品費<br>研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用  |
|      | 旅費<br>研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費   |
|      | 人件費・謝金<br>人件費：当該研究開発のために雇用する研究員等の人件費<br>※本事業では会社役員の人件費および大企業の研究員の人件費は計上できません。（大企業でも研究補助員の人件費は計上できます。）また、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換が認められていない場合は、事業費により支出することができません。<br>謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費 |

|                                       |     |   |
|---------------------------------------|-----|---|
|                                       | その他 | 上記のほか、当該研究開発を遂行するための経費<br>例)<br>研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、<br>会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注<br>費、ライセンス料、不課税取引等に係る消費税相当額等 |
| 間接経費 <sup>※2</sup> 、<br><sup>※3</sup> |     | 直接経費に対して一定比率（30%目安）で手当され、当該研究開発の実施に<br>伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費   |
| 委託費                                   |     | 補助事業の一部を第三者に委託する経費 委託先に対しては、事業が定める間<br>接経費・一般管理費の率を上限に間接経費を計上することができます。<br>(委託費 = 直接経費 + 間接経費・一般管理費)                          |

※ 1 <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

※2 AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、  
公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等に補助金を交付して、研究開発を実施する場合  
に措置されます。また、一定比率は 30%を超えることはありません。なお、分担機関（国の施設等機関  
等に所属する研究者を除く。）についても、配分される直接経費に応じて間接経費が配分されます。

※3 国の施設等機関等（国立教育政策研究所を除く。）に所属する研究者へ間接補助金を交付する方式の場合は、対象外となります。

### 8.2.2 研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として  
AMED「補助事業事務処理説明書」<sup>※1</sup>の定めによるものとします。なお、手形決済、相殺決済、フ  
ァクタリングは認められません。

下記については直接経費では計上できません。

- ・当該補助事業の研究開発／事業目的及び趣旨に合致しないもの。
- ・「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているもの（※）。

※「大学等」に該当する研究機関が、戻入時にその敷金・保証金を AMED へ返金可能である場合  
には支出可とします。

- ・「特許関連経費（出願料、弁護士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」「ISO、JIS 等安全  
認証取得等の関連費用（※）」「学会年会費」等で研究機関や研究開発参加者の権利となるもの。

※但し、倫理審査費用、安全基準の認証取得等のための技術指導費用については、直接経費に計  
上することができます

- ・建物等施設に関する経費。
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器  
等）に関する経費。
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事  
由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に  
御相談ください。）
- ・補助対象経費の精算等において使用が適正でないと AMED が判断するもの。

(注1) AMEDにおける治験・臨床試験での補助金交付では、「治験又は臨床試験における症例単価表を用いた契約管理方式」を用いることができます。採択された研究開発課題がその対象と認められる場合には、あらかじめ定められた内部受託規程（「治験又は臨床試験における受託研究取扱規程」（仮称））に基づき治験・臨床試験における症例登録等が行われる体制が研究機関に整備されていれば、症例登録等を研究機関の長から他の医療機関に対して一種の外注形式で依頼できるものとします。詳細はAMEDウェブサイト「研究費の運用」<sup>※2</sup>に掲載する「医師主導治験（研究者主導治験）又は臨床試験における医療機関経費の管理について」を参照してください。なお、治験・臨床試験の業務支援体制が充実している施設においては、当分の間、従来方式でも可とします。

(注2) 令和3年度で終了の電算資源（スーパーコンピュータ）の供用サービスに代わり、ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム（B-Cure）（ゲノム医療実現推進プラットフォーム・大規模ゲノム解析に向けた基盤整備）にて整備されたスーパーコンピュータを一定の目的・条件の下で利用が可能です。詳しくはCANNDs事務局のメールアドレス<cannds"AT"amed.go.jp>（"AT"の部分を@に変えてください）宛てに御相談ください。

※1 <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

※2 [https://wwwAMED.go.jp/program/kenkyu\\_unyo.html](https://wwwAMED.go.jp/program/kenkyu_unyo.html)

### 8.2.3 研究機器の共用促進に係る事項

研究開発費の効率的運用及び研究機器の有効利用の観点から、一定の要件のもと、「研究機器」の共用使用及び合算購入が認められます。詳細は、AMED「補助事業事務処理説明書」<sup>※</sup>にて確認してください。

※ <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

### 8.2.4 研究開発費の支払

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等4分割した額を原則とします。

### 8.2.5 費目間の流用

費目（大項目）ごとの当該流用に係る額が当該年度における直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は、500万円。）を超えない場合には、研究開発計画との整合性あるいは妥当性があることを前提としてAMEDの承認を経ずに流用が可能です。詳細は、AMED「補助事業事務処理説明書」<sup>※</sup>にて確認してください。

※ <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

### 8.2.6 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（令和3年10月1日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に示されている使途透明性の確保の観点から、適正な執行を証明

する証拠書類を整備し、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保存してください。なお、毎年度の間接経費に係る使用実績については、翌年度の 6 月 30 日までに間接経費執行実績報告書の提出が必要となります。詳細は、AMED 「補助事業事務処理説明書」<sup>\*</sup>にて確認してください。

※ <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

#### 8.2.7 研究開発費の繰越

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。詳細は、AMED 「補助事業事務処理説明書」<sup>\*</sup>にて確認してください。

※ <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

### 8.3 取得物品の取扱い

#### 8.3.1 取得物品の帰属

実施機関が事業費により取得した物品等をいい、その所有権は実施機関に帰属します。

取得物品には、事業費により調達された消耗品等を含む物品等が全て含まれます。

#### 8.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い

取得物品は実施機関に帰属するものの、取得物品は「処分制限財産」（耐用年数：4 年）となりますので、取得物品を研究目的外（廃棄・他の機関への譲渡等）の処分を希望する場合には、予め、所管官庁への「処分申請と承認」を要する場合がありますので、事前に AMED 所管事業課にご相談願います。AMED に相談することなく、物品を目的外に処分することは認められませんので、注意してください。

※「耐用年数期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数となります。（工具・器具及び備品は 4 年）

#### 8.3.3 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、研究機関の責任において処分してください。

## 第9章 採択課題の進捗管理

### 9.1 課題の進捗管理

全ての採択課題について、PS、PO 等が進捗管理を行います。その際、研究開発課題を提案する前提となる重要な研究データ（実験含む）については、交付決定前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります。

また、毎年度、医療研究開発推進費補助金取扱要領に基づき、補助事業実績報告書の別添として、研究開発成果報告書の提出を求めます。

なお、進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきます。なお、研究開発計画書等と照らし合わせて、進捗状況により、計画の見直しや中止（早期終了）等を行うことがあります。

### 9.2 中間評価・事後評価等

本事業では、採択課題のうち令和7年度においても研究開発を予定している課題は事業開始後1年半程度（令和7年1月頃）を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、計画の達成度や成果等を厳格に評価します。中間評価を実施した全課題のうち、上限として下位1/3、少なくとも1課題については令和6年度で補助を終了し、令和7年度は補助を行いません。なお、中間評価対象課題が1件の場合はPS、PO等の総合的な判断により課題を継続することがあります。

また、上記以外にも必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。そのため、評価結果によっては、PS、PO等の総合的な判断によりAMEDが中止（早期終了）を行うことがあります。

さらに、全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。また、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

### 9.3 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の補助事業代表者等に対して、AMEDが主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することができますので、御協力をお願いします。

# 第 10 章 研究開発成果の取扱い

研究開発成果の取扱いについては、医療研究開発推進費補助金取扱要領に基づき、研究開発成果報告、知的財産や成果利用に関する事項を遵守することが研究機関に義務付けられています。

## 10.1 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得られた研究開発成果等について外部発表等を行う場合は、AMED の支援の成果であること及び謝辞用課題番号を謝辞等に必ず記載してください。詳細は、AMED「補助事業事務処理説明書」  
※にて確認してください。

※ <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

## 10.2 研究開発成果報告書の提出と公表

研究機関は、補助事業実績報告書の別添として、研究成果を取りまとめた補助事業成果報告書を提出していただきます。提出期限は研究開発実施期間の終了、研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して 61 日以内ですので注意してください。期限までに同成果報告書の提出がなされない場合、交付決定内容が履行されなかったこととなりますので、提出期限は厳守してください。また、同成果報告書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

また、同成果報告書における一部の項目及び成果の概要を含む一部の項目は、公開情報となります。適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開しますので、特許出願前の情報、特許出願中の内容であって未公開の情報、ノウハウ等営業秘密、その他未公開情報については、同成果報告書の様式に沿って非公開対象の箇所に記載してください。

さらに、複数年度にわたる研究開発課題が終了した際の最終的な成果報告書についても、事後評価の際に補助事業代表者が取りまとめる報告書のうち、様式に沿って公開対象の箇所に記載された内容を、適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開します。

## 10.3 知的財産権について

実施機関は、AMED ホームページの「知的財産ポリシー」を参照の上、研究開発戦略に合わせた知的財産戦略の策定、補助事業の成果に係る発明、ノウハウ、データ等知的財産の創出に努めるとともに、早期に企業と共同研究を行う等により、その後の実用化を目指した知的財産の権利化及びその活用に努めてください。

## 10.4 研究開発成果の実用化に向けた措置

研究機関におかれましては、AMED の研究開発の成果について、国民に還元すべく、社会実装・実用化に最大限取り組むべき立場にあることを強く意識し、これに向けた必要な措置を行ってください。特に、研究成果に係る発明、ノウハウ、データ等の知的財産について最大限活用するとともに、AMED 知的財産ポリシー※に則り、特許権等の知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、研究機関の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

なお、AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課では、研究機関に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っていますので、Medical IP Desk に御相談ください。  
(詳細は第 13 章を参照してください。)

※ [https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_policy.html](https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html)

## 10.5 医療研究者向け知的財産教材

研究機関に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者向け知的財産教材を AMED ウェブサイト<sup>\*</sup>で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知的財産教材を閲覧することを強く推奨しています。

※ [https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_kyouzai.html](https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html)

## 10.6 研究開発成果のオープンアクセスの確保

研究機関は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果（取得データ等を含む。）のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

## 10.7 データの取扱い

AMED からの支援（補助）を受けた研究開発によって創出、取得又は収集されたデータやそのデータを加工等することによって生み出されたデータ（研究開発データ）に関しては「AMED における研究開発データの取扱いに関する基本方針」及び「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」<sup>\*</sup>に従った取扱いを行っていただきますよう、お願ひいたします。

※ <https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html>

# 第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等

## 11.1 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為<sup>\*1</sup>、不正使用<sup>\*2</sup>及び不正受給<sup>\*3</sup>（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

※ 1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※ 2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。）をいいます。

※ 3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

\* 上記の定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

## 11.2 研究開発費の執行についての管理責任

研究開発費は、医療研究開発推進費補助金取扱要領に基づき、研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。また、本事業に参画する研究者等は、AMED の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

## 11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組の一環として、AMED は、本事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。そのため、研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止等することがありますので、留意してください。

### 11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について

研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者については、以下のいずれかのプログラム・教材を履修させてください。

|  |
|--|
| ・事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～（日本医療研究開発機構）           |
| ・研究公正に関するヒヤリ・ハット集（日本医療研究開発機構）                          |
| ・APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）                            |
| ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会） |
| ・研究機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム                             |

### 11.3.2 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発課題についての初年度の交付決定前までに履修するよう努めてください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

### 11.3.3 研究機関等の役割・履修情報の報告について

研究機関等は、自己の機関（再委託先を含む。）に属する履修対象者に、上記のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、研究機関等が取りまとめの上、履修状況を AMED が指定する様式により AMED（研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課）に電子ファイルで提出してください。（押印は不要です。）

なお、提出方法及び提出先は、以下の AMED ウェブサイトの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページにて確認してください。

また、AMED 主催の研究公正に関するシンポジウム、セミナー、ワークショップ等への参加経験又は AMED 研究公正高度化モデル開発支援事業により作成された教材・プログラムの履修経験があれば、履修状況とあわせて、AMED が指定する様式により、分かる範囲で報告ください。

|        |   |
|--------|---|
| ・報告対象者 | 令和4年度以降に開始された事業における履修対象者  |
| ・提出期限  | 交付決定日後 182 日以内  |
| ・提出書類  | 「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」<br>(AMED ウェブサイトより様式をダウンロードしてください。)   |
| ・URL   | <a href="https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html">https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html</a> |

## 11.4 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」又は臨床研究法施行規則第 21 条に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行ってください。

研究機関等が AMED 事業における研究開発において、補助事業代表者及び補助事業分担者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。

### 11.4.1 AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に基づく利益相反管理

#### (1) 対象者について

補助事業代表者及び補助事業分担者。ただし、AMED ウェブサイトの「研究公正」ページの「研究開発に当たっての利益相反管理」にある「非研究開発事業一覧」の事業は対象外となります。

#### (2) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の交付申請前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出てください。

### 11.4.2 臨床研究法施行規則第 21 条に基づく利益相反管理

法令に基づいて利益相反管理を実施してください。

### 11.4.3 利益相反管理状況報告書の提出について

各研究機関等は、各年度終了後又は交付決定通知に記載の研究開発期間終了後 61 日以内に、利益相反管理状況報告書を作成して提出してください。なお、利益相反管理状況報告書については AMED ウェブサイト<sup>\*</sup>で公開します。

また、利益相反管理状況報告書の様式、提出方法や提出先等については、AMED ウェブサイト<sup>\*</sup>の「研究公正」の「研究開発における利益相反管理」のページに掲載します。

\* 利益相反管理の詳細については、以下の AMED ウェブサイトにて確認してください。

- ・研究活動における利益相反の管理に関する規則
- ・規則 Q&A・利益相反管理状況報告書

[https://wwwAMED.go.jp/kenkyu\\_kousei/riekisohan\\_kanri.html](https://wwwAMED.go.jp/kenkyu_kousei/riekisohan_kanri.html)

## 11.5 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続を行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や交付決定中止、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、研究開発計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は交付決定通知に記載の研究開発期間終了後 61 日以内に、補助事業実績報告書別添の補助事業成果報告書に関する記載事項の 1 つとして報告を行っていただきます。特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によつて法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認してください。

- ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
- 臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 31 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）
- ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）
- ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 69 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、令和 3 年 7 月 30 日一部改正）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、令和 4 年 3 月 10 日一部改正）※令和 3 年 6 月 30 日施行
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号、平成 31 年 2 月 28 日一部改正）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房

厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正) 又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)

- 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号)

※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。

- ・文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- ・厚生労働省「研究に関する指針について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

## 11.6 体制整備等に関する対応義務

### 11.6.1 体制整備に関する対応義務

各研究機関は、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省)、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省) 等に則り、研究機関に実施が要請されている事項について遵守していただきます。

### 11.6.2 調査への協力

事業終了後、医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に定められた収益状況報告に加え、国による上市等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

## 第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応

### 12.1 不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。）があった場合（再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託先の研究員その他の者について、本事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）は、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省）、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、速やかに当該予備調査を開始したことを AMED に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることができますので留意してください。

また、研究機関は、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省）、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要があるほか、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMED への当該事案に係る資料の提出又は AMED による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMED は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。

### 12.2 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省）、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正 経済産業省）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、以下の措置を行います。

### 12.2.1 契約の解除等

AMEDは、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、交付決定を取り消し、研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。研究機関には、返還に当たって、返還に係る研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を支払っていただきます。なお、この加算金は、当該研究開発費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。）につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内でAMEDにより定めるものとします。また、次年度以降研究開発費を交付しないことがあります。

### 12.2.2 申請及び参加資格の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、AMEDの事業への申請及び参加資格の制限を行います。また、本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加資格の制限が講じられた場合、関係府省に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供します。これにより、関係府省等の競争的研究費において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

#### 【不正行為の場合】

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

| 不正行為に係る資格制限の対象者    |                                       | 不正行為の程度                                      | 資格制限期間 |
|--------------------|---------------------------------------|--|--------|
| 不正行為に<br>関与した<br>者 | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 |  | 10年    |
|                    | 2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者                | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年   |
|                    |                                       | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年   |
|                    | 上記以外の著者                               |  | 2～3年   |
|                    | 3. 1及び2を除く不正行為に<br>関与した者              |  | 2～3年   |

|  |  |      |
|--|--|------|
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 |
|  | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 |

【不正使用・不正受給の場合】

AMED が措置を決定した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容等を勘案して相当と認められる期間

| 不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者                       | 不正使用の程度   | 応募制限期間                                 |
|---|---|--|
| 1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者                  | (1) 個人の利益を得るために私的流用                             | 10 年                                   |
|   | (2)<br>(1) 以外<br>① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5 年                                    |
|   | ② ①及び③以外のもの                                     | 2～4 年                                  |
|   | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの                  | 1 年                                    |
| 2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 |   | 5 年                                    |
| 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者      |   | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年 |

※ 1 以下の場合は、資格制限を課さず、厳重注意を通知する。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※2 3については、善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。

#### 12.2.3 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の、国又は独立行政法人等が所掌し、かつ原資の全部又は一部を国費とする研究資金（競争的研究費等、運営費交付金も含むがこれらに限られない。）（令和4年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和3年度以前に終了した制度においても対象となります。）において、不正行為等が認められ申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への補助事業代表者または補助事業分担者としての申請及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また交付決定後に、当該研究者の本事業への参加が明らかとなった場合は、当該交付決定を取り消すこと等があります。

#### 12.2.4 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者等が、他の競争的研究費等（終了分を含む）で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者等（再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む）の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMEDに報告する義務があります。当該報告を受けて、AMEDは、必要と認める場合には、研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、交付決定を取り消し等を行う場合があります。

#### 12.2.5 不正事案の公表

本事業において、12.2.1 及び 12.2.2 の措置・制限を実施するときは、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正 経済産業省）、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正 経済産業省）、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」等に従い、原則、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）を公表します。また、同様に関係府省においても公表することができます。

### 12.3 AMED RIO ネットワークへの登録について

研究公正活動を効率的に推進するに当たり、AMEDと研究機関、あるいは研究機関同士が情報を交換し、互いに協力しあって推進していくことが重要だと考えられます。そこで、全国的に効率的な研究公正活動を推進するために、AMEDから研究資金の配分を受けている研究機関の研究公正関係者が気軽に情報交換ができる場を提供すべく、RIO（Research Integrity Officer）ネットワークを平成29年度に設立しました。RIOネットワークについて、詳しくは以下のウェブサイト<sup>\*</sup>を参照してください。

AMED事業に参画する研究機関の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者（以下、両者を合わせて「研究公正責任者」という。）には、RIOネットワークのメンバーになっていただきます。

契約の際に提出する「経費等内訳・契約項目シート」の中に、研究倫理教育責任者及びコンプライア  
ンス推進責任者に関する情報を記入する欄がありますので、必ず記入してください。研究公正責任者の  
RIO ネットワークへの登録は、AMED が行います。なお、上記以外で、研究公正関連業務に携わってい  
る担当者を RIO ネットワークに登録する場合は、AMED の RIO ネットワークのウェブサイトの案内に  
従って実施するようお願いします。

※ [https://wwwAMED.go.jp/kenkyu\\_kousei/rionetwork.html](https://wwwAMED.go.jp/kenkyu_kousei/rionetwork.html)

## 第 13 章 その他

本項目は、各事業において、特記事項として条件が付されない限り、評価に影響するものではありませんが、それぞれの重要性から、積極的な取組等を AMED として求めるものです。研究機関及び研究者におかれましては、その趣旨を十分に御理解いただき、研究開発に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、これらの取組の結果については、今後の AMED 事業運営に資するため、研究動向の分析等に利用させていただくとともに、研究開発課題が特定されない形（例：事業やプログラムごとの単位等）で分析結果を公開させていただく場合があるため、研究開発成果報告書への記載を求めているものがあります。

### 13.1 社会との対話・協働の推進

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が必要です。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

### 13.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）の推進

AMED は、患者さん一人一人に寄り添い、その「LIFE（生命・生活・人生）」を支えながら、医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんや御家族の元に届けることを使命としています。このことに鑑み、医学研究・臨床試験における患者・市民参画※（PPI : Patient and Public Involvement）の取組を促進します。この取組により、患者等にとってより役に立つ研究成果の創出や研究の円滑な実施、被験者保護の充実等が期待されます。以上のことから、医学研究・臨床試験における患者・市民参画に積極的に取り組むようお願いします。

※ AMED における「医学研究・臨床試験における患者・市民参画」の定義

医学研究・臨床試験プロセスの一環として、研究者が患者・市民の知見を参考にすることとしている。また、ここでいう「患者・市民」とは、患者、家族、元患者（サバイバー）、未来の患者を想定している。

（参考）AMED ウェブサイト「研究への患者・市民参画（PPI）」

<https://wwwAMED.go.jp/ssi/index.html>

### 13.3 健康危険情報

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式※<sup>1</sup>にて厚生労働省への通

報をお願いしています。連絡先等詳細については、AMED「補助事業事務処理説明書」<sup>※2</sup>を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-jouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

※2 <https://wwwAMED.go.jp/keiri/index.html>

#### 13.4 リサーチツール特許の使用の円滑化

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議(現:総合科学技術・イノベーション会議))に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

#### 13.5 知的財産推進計画に係る対応

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法(平成14年法律第122号)に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により、毎年策定されている計画です。なお、知的財産推進計画2014(平成26年7月4日知的財産戦略本部)<sup>※1</sup>においては、国際標準化活動をさらに活性化するために、認証の戦略的活用を促進することが記載されたので、AMEDにおいても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むことにしています。

このため、本事業において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、  
公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むようお願いします。

※1 知的財産推進計画2014

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

(該当箇所抜粋)

第1.産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野<sup>※2</sup>における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー・マネジメント、コンテンツ・メディア及びロボット

### 13.6 AMED 知的財産コンサルタント及びAMED 知財リエゾンによる知財コンサルテーション支援

AMED では、AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、知的財産戦略や導出戦略について、AMED 知的財産コンサルタント及びAMED 知財リエゾン<sup>\*1</sup>による知財コンサルテーションを無料で実施しています。また、当該知財コンサルテーションの一環として、希望に応じて、得られた研究成果の的確な知財戦略策定のために、外部調査機関による先行文献調査等を無料で提供しています。

さらに、全国各地の研究機関に AMED 知財リエゾンが直接出向き、AMED 知財コンサルタントと連携しつつ、得られた研究成果に対し、導出に向けた早期にコンサルテーションを可能とする体制を構築しています。AMED 知財リエゾンは、具体的に、①研究開発の早期における適切な導出を目指した知財戦略アドバイス、②先行文献調査、市場調査、技術シーズの評価支援、③展示会・商談会等における適切な研究成果 PR シートの作成指導等を行います。

上記支援等を希望される方は、Medical IP Desk（医療分野の知的財産相談窓口）にお問い合わせください。Medical IP Desk については以下のウェブサイト<sup>\*2</sup>を参照してください。

※1 AMED 知財リエゾン [https://wwwAMED.go.jp/chitekizaisan/chizai\\_riezon.html](https://wwwAMED.go.jp/chitekizaisan/chizai_riezon.html)

※2 Medical IP Desk [https://wwwAMED.go.jp/chitekizaisan/medical\\_ip\\_desk.html](https://wwwAMED.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html)

### 13.7 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと<sup>®</sup>」

医療分野の研究開発成果の早期実用化に向けて、大学等アカデミア発の研究シーズ情報と企業ニーズ情報のマッチングを早期の段階で支援するための非公開情報ネットワークシステム「AMED ぷらっと<sup>®</sup>」を、平成 30 年 4 月より稼働しました。研究シーズを企業の担当者にアピールすることができ、早期段階で企業との連携を図ることができます。そのため、医療分野の研究シーズについて積極的に当該システムへの登録をお願いいたします。なお、AMED ぷらっと<sup>®</sup>利用開始等の詳細については、AMED ぷらっと<sup>®</sup>ウェブサイト<sup>\*</sup>を参照してください。

※ AMED ぷらっと<sup>®</sup>ウェブサイト

[https://wwwAMED.go.jp/chitekizaisan/amed\\_plat.html](https://wwwAMED.go.jp/chitekizaisan/amed_plat.html)

### 13.8 創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援

AMED では、大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬事業部（以下「創薬事業部」という。）が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬事業部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験

(GLP 準拠) 等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬事業部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED 事業のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課と調整の上、創薬事業部による支援を積極的に行なうことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬事業部に情報提供を行います。（第6章を参照してください。）なお、創薬事業部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

同様に、医薬品開発に係る応募研究開発課題のうち、創薬事業部で支援を行っている、もしくは、行っていた課題についても、その支援内容等を事業担当課に情報提供を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援に関する照会先は、第14章を参照してください。

### 13.9 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援

AMEDでは、革新的医療技術創出拠点（橋渡し研究支援機関及び臨床研究中核病院）において、アカデミア等の基礎研究の成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築しています。

革新的医療技術創出拠点では、医薬品・医療機器等の開発を支援するために、薬事や生物統計、プロジェクトマネジメント、知財等の専門人材に加えて、バイオマーカー評価設備、細胞調製施設、臨床試験データのセキュアな管理センターを整備し、拠点内外のシーズに対して基礎研究段階から臨床試験・治験・実用化に関する支援を行っています。また、将来の医薬品・医療機器等の研究開発を担う若手人材や医療アントレプレナーを育成するプログラムや、医療分野で実用化を目指す方向けのセミナーやシンポジウムなども開催しています。

革新的医療技術創出拠点が提供する各種サービス・コンサルテーション・共同設備は、当該拠点の学内や病院内だけでなく、外部の研究機関やベンチャーを含む企業の研究者にも広く御利用いただけます。  
（支援業務やサービスの一部は各機関の規程に基づき有償。）ARO(Academic Research Organization)の支援対価の計上が研究費として認められる事業において、医療シーズの実用化研究を計画、実施する際に革新的医療技術創出拠点による支援を希望される方は、以下の拠点一覧※にある問い合わせ先を参考してください。

※ 拠点一覧

[https://wwwAMED.go.jp/program/list/16/01/001\\_ichiran.html](https://wwwAMED.go.jp/program/list/16/01/001_ichiran.html)

### 13.10 研究者情報の researchmapへの登録

researchmap<sup>※</sup>は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていますので、本事業実施者は積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力ををお願いします。

※ <https://researchmap.jp/>

### 13.11 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託について

本事業の実施者は、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後、国内リソース拠点<sup>\*1</sup>へ当該バイオリソースを寄託<sup>\*2</sup>し、広く研究者の利用に供することが強く推奨されます。

※1 ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP)、理化学研究所バイオリソース研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所、大学等において整備されているバイオリソースの寄託・保存・提供を担う国内公共拠点

※2 当該リソースに関する諸権利は移転せずに、※1 の国内リソース拠点等における利用（保存・提供）への利用を認める手続です。寄託同意書で提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用等の使用条件を付加することができます。

### 13.12 各種データベースへの協力

#### (1) バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) (<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータ及びデータベースについて、同センターへのデータ提供や公開に御協力をお願いします。

| No. | データの種類                                      | 公開先                 | 公開先 URL   |
|-----|---|---------------------|---|
| 1   | 構築した公開用データベースの概要                            | Integbio データベースカタログ | <a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>           |
| 2   | 論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物 | 生命科学データベース アーカイブ    | <a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a> |
| 3   | 2 のうち、ヒトに関するもの                              | NBDC ヒトデータベース       | <a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>   |

## (2) 患者レジストリ検索システムへの登録について

クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）は、疾患登録システム（患者レジストリ）を臨床開発に利活用することで、日本国内における医薬品・医療機器等の臨床開発を活性化させることを目指し、そのための環境整備を産官学で行う厚生労働省主導のプロジェクトです。国立国際医療研究センターは、疾患登録システム（患者レジストリ）の活用促進による、効率的な医薬品・医療機器等の臨床開発の支援の一環として、国内に存在する患者レジストリに関する情報の検索システムを構築し、一般公開しています（<https://cinc.ncgm.go.jp/>）。患者レジストリ及びコホート研究（治験・介入研究は除く。）に係る研究開発課題で同検索システムに未登録の場合は、登録に御協力をお願いします。

## (3) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もあります。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、御協力をお願いします。

### 13.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

#### （留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専

念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

### 13.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保つつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

## 第 14 章 お問合せ先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先にお問い合わせください  
※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>。また、情報の更新がある場合は AMED ウェブサイトの公募情報<sup>※<sup>3</sup></sup>に掲載しますので、併せて参考してください。

※ 1 お問合せはなるべく電子メールでお願いします（以下アドレス"AT"の部分を@に変えてください）。

※ 2 電話番号のお掛け間違いに注意してください。電話受付時間は、特記がない場合、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 です。

※ 3 <https://wwwAMED.go.jp/koubo/>

| 照会内容                         | 連絡先   |
|------------------------------|---|
| 公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方法等       | AMED 医療機器ヘルスケア事業部 ヘルスケア研究開発課<br>Tel: 03-6865-5492<br>E-mail: robot-kaigo"AT"amed.go.jp  |
| 不正行為・不正使用・不正受給               | AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課<br>E-mail: kouseisoudan"AT"amed.go.jp  |
| 利益相反管理・研究倫理教育プログラム           | AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課<br>E-mail: kenkyuukousei"AT"amed.go.jp   |
| RIO ネットワーク                   | AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課<br>E-mail: rionetwork"AT"amed.go.jp  |
| Medical IP Desk（医療分野の知財相談窓口） | AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課<br>E-mail: medicalip"AT"amed.go.jp  |
| 創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援       | AMED 創薬事業部 東日本統括部<br>〒103-0022 東京都中央区日本橋室町一丁目 5 番 5 号<br>室町しばぎん三井ビルディング 8 階<br>Tel: 03-3516-6181<br>E-mail: id3navi"AT"amed.go.jp   |
| e-Rad システムの操作方法              | e-Rad ポータルサイトヘルプデスク<br>お電話の前に、よくある質問と答え（FAQ）ページにて確認してください：<br><a href="https://www.e-rad.go.jp/contact.html">https://www.e-rad.go.jp/contact.html</a><br>→そのうえで、e-Rad にログインし、操作マニュアルを確認できる状態で：<br>Tel : 0570-057-060<br>(ナビダイヤル)、利用できない場合は 03-6631-0622<br>(直通)<br>受付時間 9:00～18:00 (平日)<br>※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月 29 日～1月 3 日）を除く |
| バイオサイエンスデータベース               | 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）<br>バイオサイエンスデータベースセンター<br>Tel: 03-5214-8491<br>E-mail: nbdc-kikaku"AT"jst.go.jp  |

別表

## AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

|                                | 新医薬品等  |  | 新効能   |  | 倫理指針下の臨床試験<br>臨床研究法における臨床研究 |   |
|--------------------------------|--|--|---|--|-----------------------------|---|
|                                | 治験(医師主導治験/企業治験)  | 第Ⅰ相(安全性)   | 第Ⅱ相以降   | 第Ⅰ相(安全性)   | 第Ⅱ相以降                       | 研究開発提案時に目標達成までの工程やマイルストンを示した工程表を提出する。           |
| 工程表<br>治験実施計画書                 | 研究開発提案時に承認取得までの工程やマイルストンを示した工程表を提出する。  | 同左   | 同左  | 同左   | 同左                          | 研究開発提案時に実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。 |
| レギュラトリーサイエンス<br>戦略相談<br>(対面助言) | 研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後1~2年目に求めめる。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前面談の場合)はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。 | 研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する。またの工程やマイルストンにて提出時期を明示する。            | 研究開発提案時に治験実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。 | 研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後から治験開始前までに求めめる。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前面談の場合)はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。 | 同左                          | 同左  |
| 主な相談内容                         | ・非臨床試験充足性<br>・治験薬等の品質・規格   | 治験デザイン   | ・臨床データハッケージ<br>・治験デザイン                            | 治験デザイン   | 同左                          | ・臨床データハッケージ<br>・治験デザイン                          |
| 提案書に記載する生物統計家の関与についての記載等       | —  | 関与の有無について記載が必要。関与がある場合は治験デザインに記載するコメントを記載する。関与がない場合はその理由を記載。 | —   | 同左   | 同左                          | 同左  |
| 生物統計家関与の必要性                    | 必ずしも要しない。  | 関与すべき場合もある。  | 関与すべき場合もある。                                       | 関与すべき場合もある。  | 同左                          | 関与すべき場合もある。                                     |
| 知財                             | 知財等の状況・戦略を記載する。  | —  | —   | —  | 不要                          | —   |
| 提案書に記載する知財等の状況の項目              | 自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針   | —  | —   | —  | 連携状況を記載する。                  | —   |
| 企業との連携                         | 治験薬の入手に関する状況   | 治験薬(対照薬を含む)の入手に関する状況を記載する。                                   | 同左  | 同左   | 同左                          | —   |

表別

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

| 研究の目標  |   | ・製造販売承認の取得（使用目的の拡大を含む）   |  | 既承認の医療機器（使用目的の拡大を含む）  |   |
|--|---|--|--|---|---|
| 非臨床試験  | 治験（医師主導治験・企業治験）   | 探索的治験  | 治験（ビオタル試験）   | 倫理指針下の臨床試験  | 倫理指針下の臨床試験<br>特定臨床研究  |
| 研究開発提案時に承認取得への工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。<br>(保険収載や標準治療の確立についても簡潔に記載する。) | 同左  | 研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略（今後の治験実施予定・企業連携・製造販売承認・保険収載）を示した工程表を提出する。                                      | 研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略（今後の治験実施予定・企業連携・製造販売承認・保険収載）を示した工程表を提出する。                                      | 研究開発提案時に臨床治験の実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、臨床試験実施前に実施計画書を提出する。<br>また、研究開発提案時に、非臨床試験に用いる資料を提出する。                 | 研究開発提案時に臨床治験の実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、臨床試験実施前に実施計画書を提出する。<br>また、研究開発提案時に、非臨床試験に用いる資料を提出する。               |
| 研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する、もしくはマイルストンにて提出時期を明示する。                      | 研究開発提案時に治験実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。   | 研究開発提案時に治験実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。  | 研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略（今後の治験実施予定・企業連携・製造販売承認・保険収載）を示した工程表を提出する。                                      | 研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略（今後の治験実施予定・企業連携・製造販売承認・保険収載）を示した工程表を提出する。                                   | 研究開発提案時に臨床治験の実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、臨床試験実施前に実施計画書を提出する。<br>また、研究開発提案時に、非臨床試験に用いる資料を提出する。               |
| 規制当局との相談等<br>主な相談内容  | 研究フェーズ・内容に応じたPMDA相談を適時求める。<br>申譲時には既に実施した相談記録（事前面談の場合）はアカデミア創作成の要旨で司）があれば提出する。<br>・治験の要／不要<br>・非臨床試験充足性 | 研究フェーズ・内容に応じたPMDA相談を適時求める。<br>申譲時には既に実施した相談記録（事前面談の場合）はアカデミア創作成の要旨で司）があれば提出する。<br>・治験デザイൻ<br>・臨床データパッケージ | 研究フェーズ・内容に応じたPMDA相談を適時求める。<br>申譲時には既に実施した相談記録（事前面談の場合）はアカデミア創作成の要旨で司）があれば提出する。<br>・治験デザイൻ<br>・臨床データパッケージ | 左記に加え、以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。<br>・機器の入手<br>・先進医療制度の活用<br>また、施設内の委員会等と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 | 左記に加え、以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。<br>・機器の入手<br>・先進医療制度の活用<br>また、施設内の委員会等と相談を進める場合は、その状況を記載する。 |
| 提案書に記載する生物統計家の関与についての記載等   | —   | 提案書に記載する生物統計家の関与がある場合には治験デザイൻに記載。関与がない場合はその理由を記載。  | 提案書に記載する生物統計家の関与がある場合には治験デザイൻに記載。関与がない場合はその理由を記載。  | 同左  | 同左  |
| 生物統計家関与の必要性  | 必ずしも要しない。   | 関与すべき場合もある。  | 関与すべき場合もある。  | 関与すべき場合もある。   | 関与すべき場合もある。   |
| 知財   | 知財等の状況・戦略を記載する。   | 知財等の状況・戦略を記載する。  | 知財等の状況・戦略を記載する。  | 必要に応じて知財等の状況を記載する。  | 必要に応じて知財等の状況を記載する。  |
| 提案書に記載する知財等の状況の項目  | 自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出（実用化）に対する方針連携がある場合、その状況を記載する。  | 自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出（実用化）に対する方針連携がある場合、その状況を記載する。   | 自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出（実用化）に対する方針連携がある場合、その状況を記載する。   | 連携がある場合、その状況を記載する。  | 連携がある場合、その状況を記載する。  |
| 治験機器の入手・提供   | 治験機器（対照機器を含む）の入手に関する状況を記載する。  | 治験機器（対照機器を含む）の入手に関する状況を記載する。   | 治験機器（対照機器を含む）の入手に関する状況を記載する。   | 共同研究契約、覚書の有無<br>・安全性情報の管理体制<br>・不具合発生時の対応・責任  | 共同研究契約、覚書の有無<br>・安全性情報の管理体制<br>・不具合発生時の対応・責任  |



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

医療機器・ヘルスケア事業部 ヘルスケア研究開発課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 23F

Tel 03-6865-5492 Fax 03-6870-2242

令和5年2月